

広島市立中央図書館条例新旧対照表

現 行	改 正
第1条 (略)	第1条 (現行に同じ。)
(位置)	(位置)
第2条 中央図書館は、 <u>広島市中区基町3番1号</u> に置く。	第2条 中央図書館は、 <u>広島市南区松原町9番1号</u> に置く。
第3条 (略)	第3条 (現行に同じ。)
(新設)	<u>(使用の許可)</u>
	第4条 <u>中央図書館の多目的室(以下「多目的室」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u>
(新設)	2 <u>教育委員会は、前項の許可をする場合において、中央図書館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</u>
	<u>(使用の制限)</u>
	第5条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</u>
	(1) <u>秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。</u>
	(2) <u>多目的室を損傷するおそれがあるとき。</u>
	(3) <u>会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。</u>
	(4) <u>その他管理運営上支障があるとき。</u>
第4条 (略)	第6条 (現行に同じ。)
(新設)	<u>(使用料)</u>
	第7条 <u>多目的室を使用しようとする者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。</u>
	2 <u>前項の使用料は、使用許可の際、納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>
	3 <u>市長は、公共又は公益の目的のために使用する</u>

現 行	改 正
<p>(手数料)</p> <p><u>第5条</u> 図書館資料を複写したものの交付を受けようとする者は、その申請の際、<u>別表</u>に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>とき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>4 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。</u></p> <p><u>(1) 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額</u></p> <p><u>(2) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額</u></p> <p><u>(3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額</u></p> <p>(手数料)</p> <p><u>第8条</u> 図書館資料を複写したものの交付を受けようとする者は、その申請の際、<u>別表第2</u>に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (現行に同じ。)</p> <p><u>(目的外使用等の禁止)</u></p> <p><u>第9条</u> 使用者は、<u>多目的室を許可を受けた目的以外の目的に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p><u>第10条</u> 教育委員会は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは命令に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者が使用条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 第5条各号に規定する事態が発生したとき。</u></p> <p><u>(原状回復義務)</u></p> <p><u>第11条</u> 使用者は、<u>多目的室の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。</u></p>

現 行	改 正				
<p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第6条</u> 中央図書館の<u>建物</u>、設備、備品、図書館資料等を<u>き損</u>し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第7条</u> 中央図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第8条・第9条</u> (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p><u>第10条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> 中央図書館の<u>建物</u>並びに設備及び備品の維持管理に関すること。</p> <p><u>④</u> (略)</p> <p><u>第11条・第12条</u> (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第12条</u> 中央図書館の<u>施設</u>、設備、備品、図書館資料等を<u>損傷</u>し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>(市の損害賠償責任)</u></p> <p><u>第13条</u> 本市は、<u>第10条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあつても、その賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第14条</u> (現行に同じ。)</p> <p><u>2 前項の規定により中央図書館の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条及び第10条の規定の適用については、第4条及び第10条各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは、「第14条第1項の指定管理者」とする。</u></p> <p><u>第15条・第16条</u> (現行に同じ。)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p><u>第17条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p><u>② 多目的室の使用許可に関すること。</u></p> <p><u>③</u> (現行に同じ。)</p> <p><u>④</u> 中央図書館の<u>施設</u>並びに設備及び備品の維持管理に関すること。</p> <p><u>⑤</u> (現行に同じ。)</p> <p><u>第18条・第19条</u> (現行に同じ。)</p> <p><u>別表第1 (第7条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料の額（1時間までごとに）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室</td> <td>1室につき2,150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活</p>	区分	使用料の額（1時間までごとに）	多目的室	1室につき2,150円
区分	使用料の額（1時間までごとに）				
多目的室	1室につき2,150円				

現 行			改 正																				
<p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラー複写による写しの交付</td> <td>用紙1枚につき</td> <td>20円（用紙の両面を用いるときは、40円）</td> </tr> <tr> <td>その他の写しの交付</td> <td>用紙1枚につき</td> <td>10円（用紙の両面を用いるときは、20円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 用紙の規格は、教育委員会規則で定める。</p>			区分	単位	手数料の額	カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）	その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）	<p><u>動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の1.5倍の額とする。</u></p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラー複写による写しの交付</td> <td>用紙1枚につき</td> <td>20円（用紙の両面を用いるときは、40円）</td> </tr> <tr> <td>その他の写しの交付</td> <td>用紙1枚につき</td> <td>10円（用紙の両面を用いるときは、20円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 用紙の規格は、教育委員会規則で定める。</p>			区分	単位	手数料の額	カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）	その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）
			区分	単位	手数料の額																		
カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）																					
その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）																					
区分	単位	手数料の額																					
カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）																					
その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）																					